

令和３年度 第３回 野田市地域福祉計画審議会

次 第

1 議 事

野田市地域福祉計画【第３次改訂版】の一部修正（素案）に対する意見
募集の結果について

2 答 申

野田市地域福祉計画【第３次改訂版】の一部修正の策定について

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】の一部修正（素案）に対する 意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】の一部修正（素案）

2 意見の募集期間

令和3年12月17日（金曜日）から令和4年1月19日（水曜日）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	1人	6件
②提出方法	直接持参	1人 6件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	0人 0件
③政策等に反映した意見		4件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
第5章 成年後見制度利用の促進（成年後見制度利用促進基本計画） 【誰もがその人らしく生活をし続けることができる包括的な支援体制づくり】			
1	P125 ③市民後見人の養成 平成27年度の市民後見人養成講座修了者のうち6人だけが本市の市民後見人と読めるが、NPO法人等の市民活動団体においても市民後見人が活動しているため、そのことがわかるような表現が望ましい。	ご指摘の箇所については、社会福祉協議会の取組を記載したもので、市からの委託により実施した市民後見人養成講座の修了者のうち、現在、社会福祉協議会の法人後見事業において後見支援員として登録され、活動されている方の人数を表したものです。 なお、NPO法人等の市民活動団体で活動されている市民後見人については、市で把握できておりませんので、原案のとおりとさせていただきます。	修正無し
2	P129 ③ 成年後見制度利用促進機能 ア 受任調整（マッチング）等の	ご指摘いただいた点について、「弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体、社会福祉	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	支援 「弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体、社会福祉協議会等の法人後見を行う法人等」とあるが、NPO法人の存在を明確化することを希望する。	協議会及びNPO法人の法人後見を行う法人等」に修正します。	
3	P129 ③ 成年後見制度利用促進機能 ア 受任調整（マッチング）等の支援 現実的に後見人等の「交代」が重要な問題となっていることから、交代についての記述が必要と思われる。	ご指摘のあった後見人等の「交代」については、国の第2期成年後見制度利用促進基本計画が、令和4年3月に閣議決定されたことから、「(略) 後見人等を選任できるよう家庭裁判所へ適切な情報提供を行います。<u>また、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画中で、後見人等の交代の推進が示されていることから、必要な方策を検討します。</u>」に修正します。	修正有り
4	P130 イ 担い手（市民後見人）の育成・活動の支援 市民後見人は養成講座修了者6人と限定しているように読み取れる。NPO法人等の市民活動団体においても市民後見人が活動しているため、そのことがわかるような記述が望ましい。	ここでいう6人とは、社会福祉協議会の後見支援員として活動中であることを述べたものですが、ご意見のとおり法人後見を受任しているNPO法人においては、市民後見人の養成講座を開催していることから、「これまで、市は社会福祉協議会に委託して、市民後見人の養成講座を開催し、修了者のうち、現在6人が社会福祉協議会の後見支援員として業務を行っています。<u>また、養成講座については、NPO法人等の市民活動団体が積極的に開催し、市民後見人として活動していることから、養成講座の開催以外の方法についても検討し、必要な支援を行っていきます。</u>」に修正します。	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
5	P130 イ 担い手（市民後見人）の育成・活動の支援 市民後見人養成講座の開催以外の方法についても検討するとあるが、具体的に記述したほうがよい。	養成講座開催以外の方法について、今後、中核機関を設置した上で、関係機関等との意見を踏まえながら、幅広く検討することとしています。 このため、原案のとおりとさせていただきます。	修正無し
6	P130 ④ 後見人支援機能 支援対象が親族後見人のみであるように読み取れるため、親族のほか市民後見人についても支援対象としていただきたい。	後見人支援機能を充実させる背景には、親族後見人による経済的虐待や横領等の不正行為の兆候を早期に把握できるよう体制の整備を図る必要があるとされているためです。 このため、ご指摘のあった点について、見出しを「④ <u>親族</u>後見人支援機能」に修正します。	修正有り

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】の 一部修正について

第 5 章 成年後見制度利用の促進(成年後見制度利用促進基本計画)

【誰もがその人らしく生活をし続けることができる包括的な支援体制づくり】

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の背景

総務省の人口統計では令和 3 年(2021 年)4 月 1 日の総人口は 1 億 2,541 万 7 千人、このうち高齢者人口は 3,629 万 8 千人で高齢者が占める割合は 28.9%となっています。総人口は平成 20 年(2008 年)をピークに減少傾向に転じましたが、高齢者人口が増加するのに対し、生産年齢人口は減少傾向となり、2060 年には高齢化率が約 40%になるとされています。

また、世帯構成の変化により、単身世帯や核家族世帯が増加することで、親族の援助機能が希薄となっており、今後、ますます認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者への支援の重要性が高まっていくと考えられます。

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方のため、財産や預貯金を管理したり介護などのサービス利用や施設への入所などの契約行為を本人に代わり、成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」といいます。)が行うことによって、本人の権利擁護を図る制度です。

国は判断能力が不十分な高齢者や知的・精神障がい者を支える重要な手段である成年後見制度の利用が十分に進んでいないとして、平成 28 年(2016 年)4 月に成年後見制度の利用促進に関する法律(以下「法」といいます。)を公布し、同年 5 月から施行しました。さらに、平成 29 年(2017 年)3 月に国が策定した成年後見制度利用促進基本計画によって、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされました。

(2) 計画の位置付け

本計画は、法第 14 条第 1 項の規定に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるものです。

なお、国は、市町村地域福祉計画の中に、市町村成年後見制度利用促進基本計画を盛り込む方法を示していることから、地域福祉計画と一体的なものとして策定することとします。

(3) 計画の期間

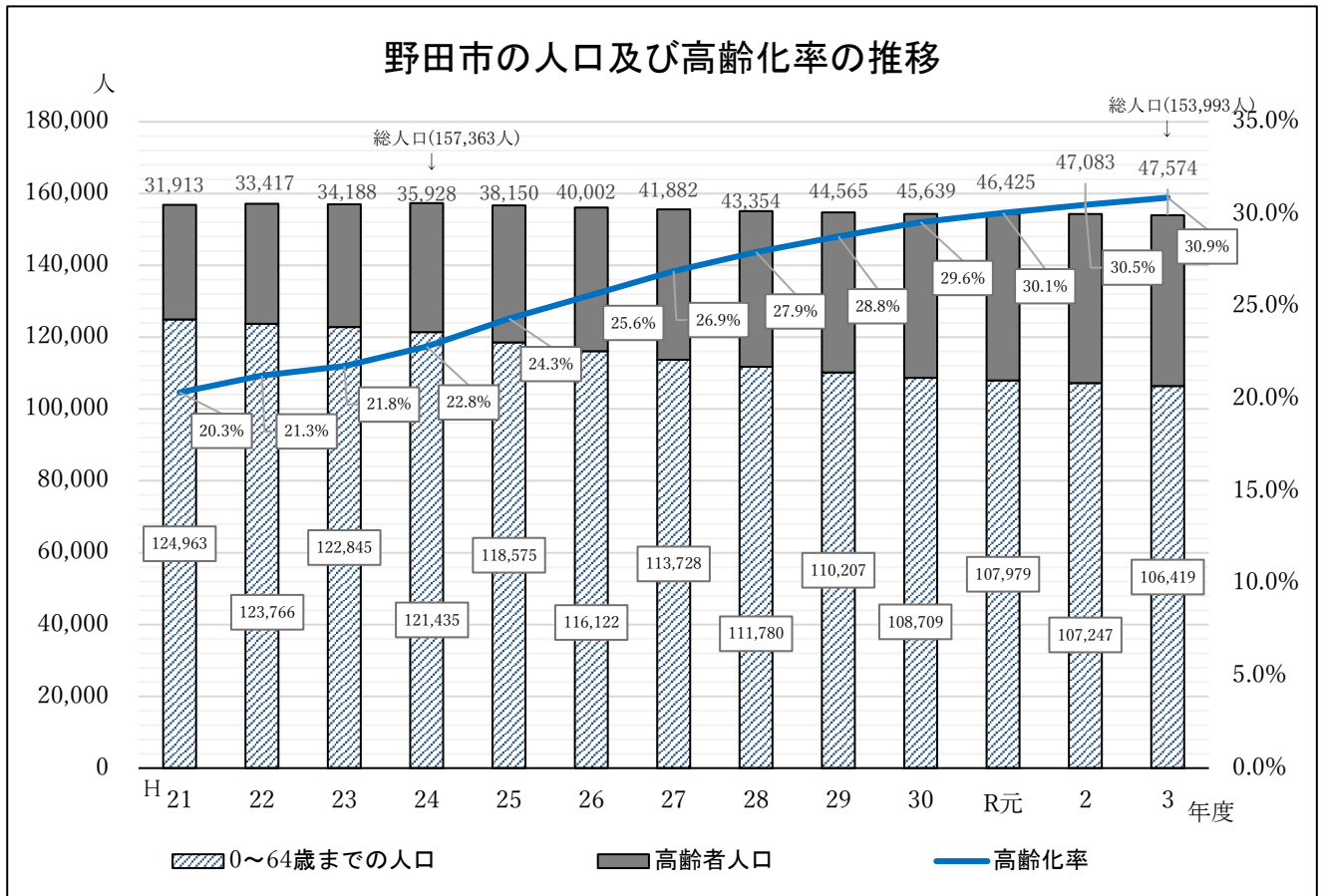
野田市地域福祉計画の計画期間は、令和 6 年度までとなっています。このため、本市の成年後見制度利用促進基本計画は、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間とし、地域福祉計画の見直しに合わせ、国の方針や社会状況の変化を踏まえ内容の見直しを行います。

2 現状と課題

(1) 本市の高齢者人口と高齢化率の推移

本市の総人口は、平成 24 年 4 月 1 日の 157,363 人から減少傾向となり、令和 3 年 4 月 1 日現在、153,993 人となっています。

一方高齢者人口は、35,928 人から 47,574 人と年々増加しており、高齢化率は 30.9% と全国平均より約 2 ポイント高くなっています。



資料：住民基本台帳 ※各年 4 月 1 日現在

(2) 要支援・要介護の認定者数

令和元年度と令和 2 年度を比較すると、要支援 1、要支援 2 及び要介護 2 の認定者の伸びは、5～6%程度の増となっており、要介護 1 及び要介護 3 の認定者の伸びは 1～3%程度の増となっています。また、要介護 4 は横ばい、要介護 5 は 11.0%の減となっています。全体的には 2.5%の増となっています。

(人)

区 分	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
要支援 1	846	922	1,002	1,056
要支援 2	1,273	1,335	1,423	1,508
小計(a)	2,119	2,257	2,425	2,564

要介護 1	1, 286	1, 314	1, 365	1, 400
要介護 2	1, 379	1, 457	1, 466	1, 549
要介護 3	1, 057	1, 115	1, 183	1, 199
要介護 4	782	786	897	897
要介護 5	642	668	662	589
小計 (b)	5, 146	5, 340	5, 573	5, 634
合 計 (a+b)	7, 265	7, 597	7, 998	8, 198

(3) 認知症高齢者の状況

各年度 3 月 31 日現在の介護保険認定者のうち、主治医意見書の日常生活自立度から認知症高齢者を集計した結果、平成 29 年度から令和元年度にかけて 9.3%の増となっていました。令和元年度と令和 2 年度を比較すると、4.8%の減となっており、コロナ禍における認定申請者数の減が影響しているものと考えます。

全体的には、平成 29 年度と令和 2 年度を比較すると、4.0%の増となっていることから、認知症高齢者は増加傾向にあります。

(人)

内 訳	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
認知症高齢者数	3, 963	4, 007	4, 332	4, 120

◆成年後見制度に関する相談者数

(人)

内 訳	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
実 人 数	74	34	31	33
延べ人数	349	85	185	164

(4) 知的・精神障がい者の状況

高齢化社会の進行及び障がいを正しく認識し、身近なものとして捉えるという障がいに対する社会全体の認識の高まりによって、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。平成 29 年度と令和 2 年度を比較すると、療育手帳所持者数は 12.7%の増、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 20.6%の増となっています。

◆療育手帳所持者数

(人)

程 度		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
18 歳以上	重度	394	404	419	436
	中度	294	302	315	324
	軽度	262	282	318	341
	小計(a)	950	988	1,052	1,101
18 歳未満	重度	88	99	102	97
	中度	68	65	72	81
	軽度	219	218	205	214
	小計(b)	375	382	379	392
合 計(a+b)		1,325	1,370	1,431	1,493

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数

(人)

程 度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
1 級	227	227	236	243
2 級	664	719	776	786
3 級	260	285	329	359
合 計	1,151	1,231	1,341	1,388

(5) 成年後見制度の取組状況

① 本市の取組

判断能力が不十分で、親族からの成年後見申立て（後見開始、保佐開始又は補助開始の審判請求）が見込めない方について、市長が代わって申立てを行います。申立て費用は市が負担し、成年後見人等の報酬を被成年後見人等が支払うことが困難と認められるときは、家庭裁判所が決定した報酬の全部又は一部を助成しています。

◆市長申立てによる審判確定件数

内 訳			29 年度	30 年度	元年度	2 年度
高 齢 者	審 判 確 定	後 見 (件)	4	2	3	11
		保 佐 (件)	1	1	0	3
		補 助 (件)	0	0	0	0
	報 酬 助 成	利用者数(人)	7	4	10	8
		助成金額(円)	1,627,000	780,000	2,267,000	1,807,000
障 が い 者	審 判 確 定	後 見 (件)	1	4	1	4
		保 佐 (件)	0	0	1	0
		補 助 (件)	0	0	0	1
	報 酬 助 成	利用者数(人)	1	1	3	2
		助成金額(円)	113,149	101,598	537,181	272,326

②野田市社会福祉協議会の取組

平成 11 年 10 月に国の補助事業として日常生活自立支援事業が開始され、県社会福祉協議会が主体となり、実質的な事業を市社会福祉協議会に委託しました。柏市、野田市及び我孫子市を管轄する「かしわ広域後見支援センター」が柏市社会福祉協議会内に設立され、認知症高齢者等の相談業務を行ってきました。その後、老人福祉法及び障害者自立支援法の改正並びに障害者虐待防止法の施行により、平成 24 年度から市町村の責務が格段に大きくなり、一般財源化を視野に広域行政圏域の実施体制から、利用者に身近な市町村単位への移行が進められました。

本市においては、平成 29 年 1 月に「野田市成年後見支援センター」を野田市社会福祉協議会に開設し、認知症、精神障がい、知的障がい等の理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように相談支援事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業の業務を実施しています。

◆相談支援事業

(件)

相 談 内 容	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
日常的な金銭管理等	46	42	54	56	77
制度に関する問合せ	2	9	10	5	3
成年後見制度に関すること	5	26	25	25	22

虐待や権利侵害に関すること	2	1	0	0	0
法人後見事業に関すること	3	4	3	5	0
その他（福祉サービスの手続等）	3	2	0	7	5
合 計	61	84	92	98	107

◆日常生活自立支援事業

(人)

内 訳		28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
新規契約者数		18	22	21	34	30
解約者数		15	5	13	10	21
	・ 死亡	10	0	3	5	10
	・ 成年後見人等の選任	3	1	1	0	8
	・ 本人の意思	2	3	7	3	2
	・ 施設管理へ移行	0	1	2	2	1
契約者数（年度末）		28	45	53	77	86
生活支援員配置状況	現任者数	17	19	19	19	19
	登録者数	11	10	9	8	8

◆法人後見事業

内 訳		28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
新規受任件数	後 見 (件)	0	3	2	2	5
	保 佐 (件)	0	1	1	1	1
	補 助 (件)	0	0	0	0	0
終了件数	後 見 (件)	0	1	0	0	0
	保 佐 (件)	0	1	0	0	0
	補 助 (件)	0	0	0	0	0
受任件数（年度末）	後 見 (件)	0	2	4	6	11
	保 佐 (件)	0	0	1	2	3
	補 助 (件)	0	0	0	0	0

後見支援員配置	現任者数(人)	0	3	4	5	6
状況	登録者数(人)*	13	10	9	7	6

登録者数(人)*：市民後見人養成講座修了者

③市民後見人の養成

老人福祉法の一部改正により、平成 24 年 4 月 1 日から市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう後見等に係る体制の整備を行うことが規定されました。

これにより、市民後見人の育成及び活用について、市町村が主体となり取り組むこととされたことから、市は、平成 27 年度に市民後見人養成講座の実施を野田市社会福祉協議会へ委託しました。翌年には市民後見人養成講座フォローアップ研修（野田市社会福祉協議会へ委託）を開催し、修了者のうち現在 6 人が、社会福祉協議会が受任する法人後見の支援員として活動しています。

（6）課題

認知症高齢者及び知的・精神障がい者の人数から見て、成年後見制度の利用者が少ないことや、申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約、施設入所に必要な契約のためとされているケースが多く、社会生活上の大きな支障がない限り、成年後見制度の利用が図られていないという状況です。

現在、市内における成年後見制度に関する相談・支援については、野田市社会福祉協議会が設置する成年後見支援センターが中心的な役割を果たしていますが、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）や障がい者対応の相談窓口となっている基幹相談支援センター及び相談事業所との連携は、個々のケースごとの単発的なものに留まっており、制度利用の可否を判断するためには、専門的な知識を有した医師、看護師、保健師、社会福祉士等の医療・保健・福祉関係者との連携を図ることが必要です。さらに、専門的知見が必要な場合において、専門職団体等（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）との協力体制の構築が望まれます。

3 成年後見制度利用の促進に当たっての目標と基本的な考え方

地域福祉計画の基本理念である「誰もが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を踏まえ、本市における成年後見制度の利用促進を推進するため、以下の基本施策に取り組んでいきます。

（1）地域連携ネットワークの構築

市は、成年後見支援センター及び成年後見制度に携わる様々な関係者による地域連携ネットワークを構築します。

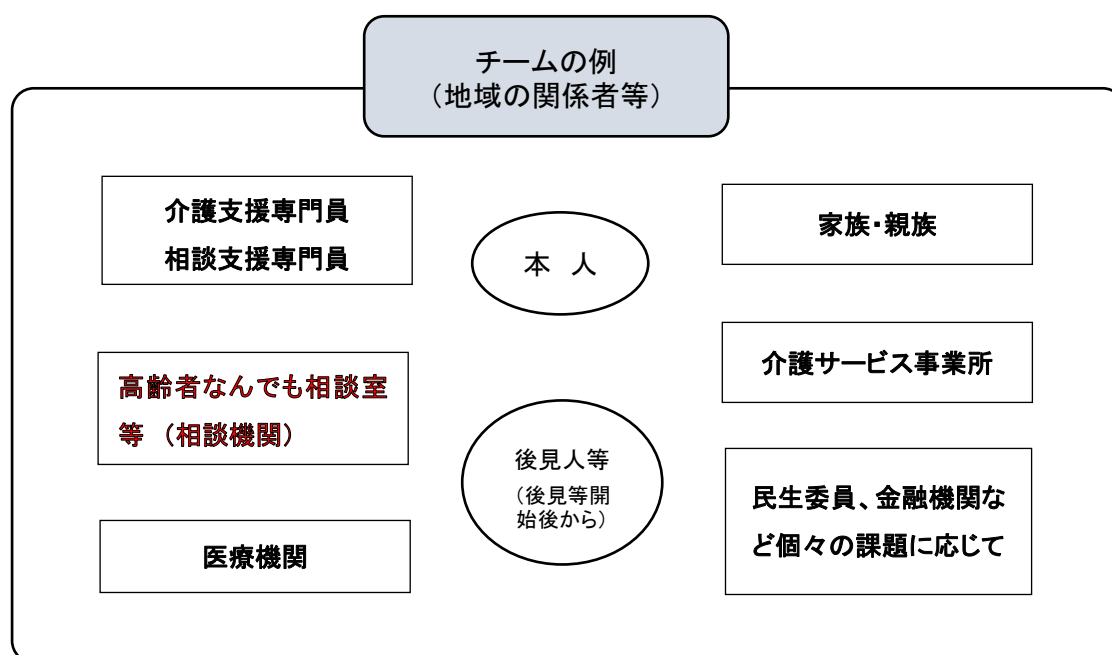
地域連携ネットワークは、地域包括ケアシステム等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、以下の 2 つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず、必要な支援が受けられていない人などの発見に努め、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備します。

権利擁護の支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等が、「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、チームが協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応します。

後見等開始後においては、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、「チーム」に後見人等が加わる形で対応します。

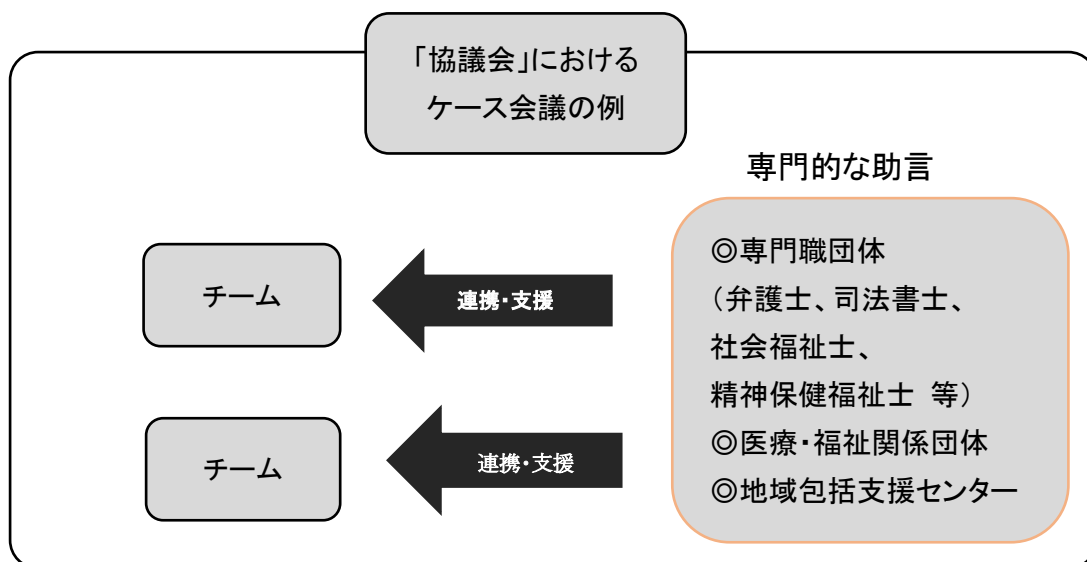


(チームに加わる関係者の例：親族、介護支援専門員、相談支援専門員、施設長、生活相談員、地域包括支援センター、主治医、看護師、臨床心理士、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、民生委員、金融機関等)

② 地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、困難ケース等へ対処するため、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

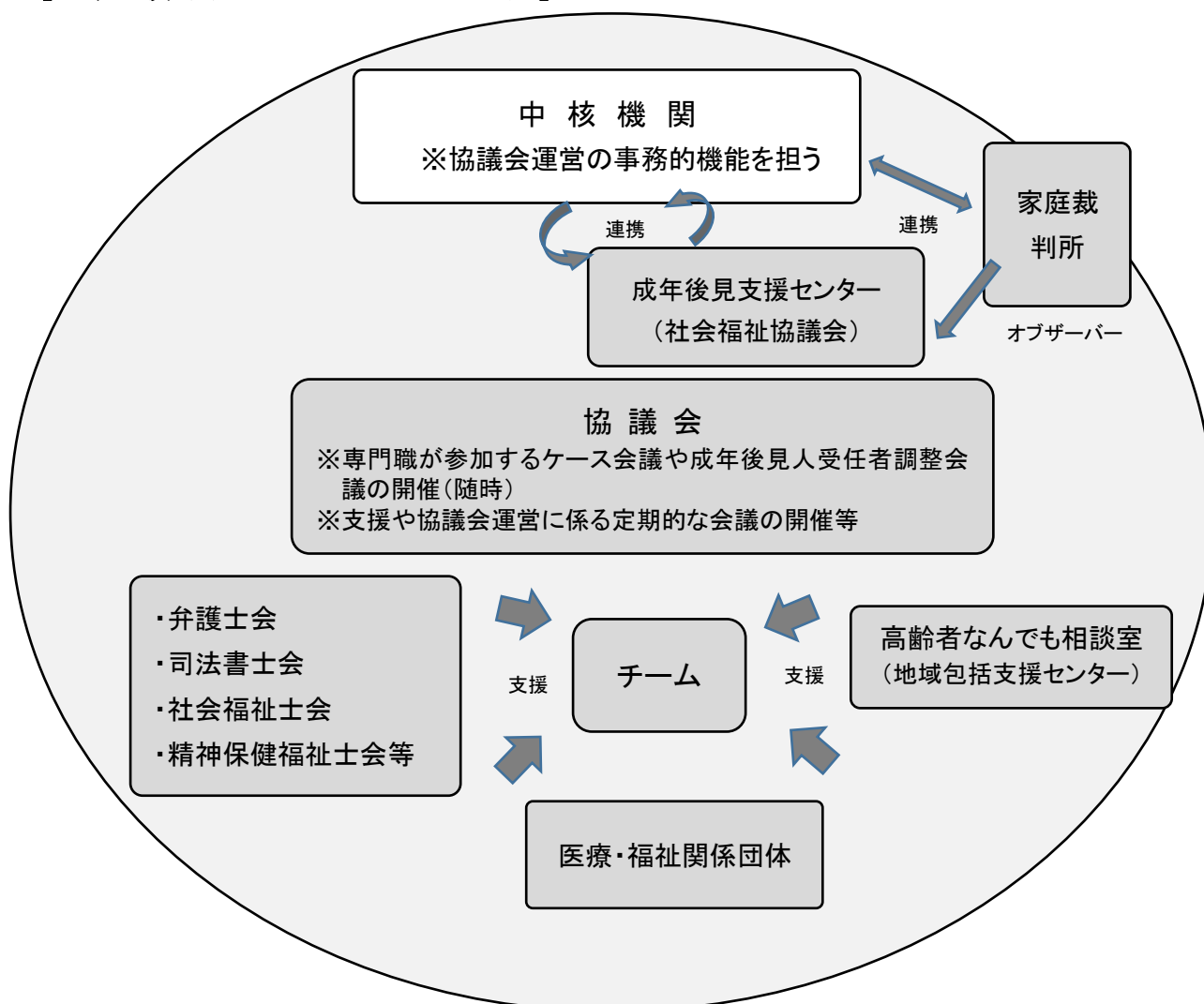
このため、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する「協議会」を設置し、個別の協力活動の実施、支援会議の開催や多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。



(2) 中核機関の設置及び担うべき機能

次のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくための中核となる機関（以下「中核機関」といいます。）を設置します。中核機関の運営は、相談機能の中心的な役割を担う成年後見支援センターと連携して行います。

【地域連携ネットワークのイメージ図】



中核機関は、地域連携ネットワークを活性化させることにより、関係者それぞれが地域の権利擁護を果たすことができるよう主導していくとともに、次の機能の整備に取り組みます。

① 広報機能

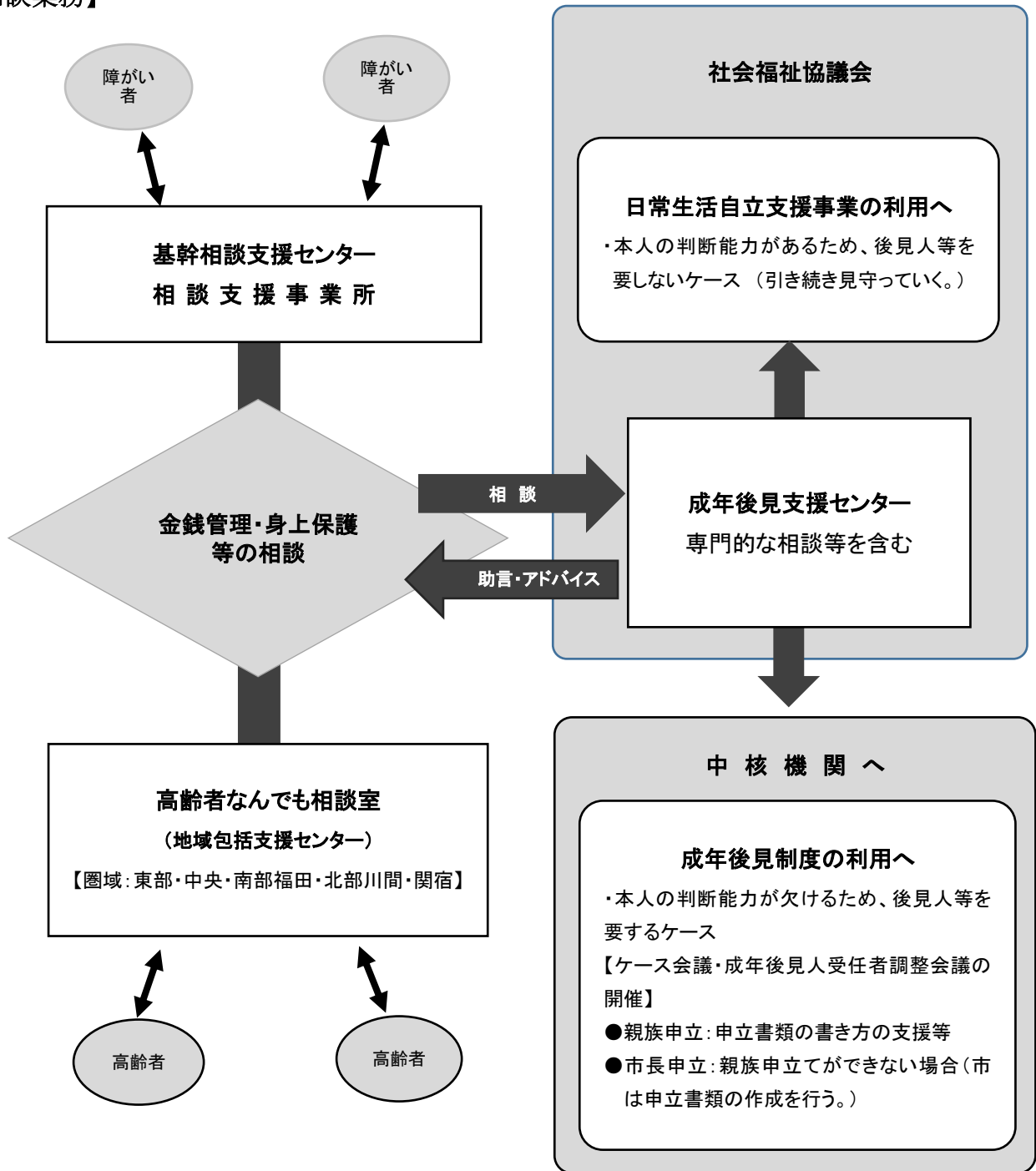
成年後見制度に関するパンフレット、関係機関等のイベント等を活用して、任意後見制度の活用や権利擁護の意義について広報・啓発を進めます。さらに、医療・福祉の関係者、民生委員、金融機関などチームに加わることが想定される関係者に対しても、支援チームの役割を分かりやすく説明し、権利擁護支援が必要な人の早期発見と速やかな支援に結び付けます。

② 相談機能

成年後見制度の相談窓口は、成年後見支援センターが中心的な役割を担いますが、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、障がい者基幹相談支援センター等の他の支援機関においても一般的な相談に対応し、必要に応じて、成年後見支援センターを案内するなど、切れ目なく必要な支援につなげていけるよう、連携を強化します。

- 自ら相談に来ることができない人の相談支援には、必要に応じて訪問による相談を行います。
- 本人に判断能力がある場合は、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用につなげます。
- 地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター及び相談支援事業所が受けた相談内容については、成年後見支援センターが取りまとめ、専門的なアドバイスが必要とされるケース等については、中核機関においてケース会議を開催し対応を協議します。
- 相談の結果、成年後見制度の利用に当たらなかった人については、チーム等による見守りを継続します。

【相談業務】



③ 成年後見制度利用促進機能

ア 受任者調整（マッチング）等の支援

弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体、社会福祉協議会及びNPO法人の法人後見を行う法人等と連携して、後見人等候補者名簿の作成に取り組み、必要に応じて、適切な後見人等候補者を推薦できる体制を整備していきます。

特に制度の利用が長期にわたると見込まれる障がい者については、本人との信頼関係が極めて重要となるため、本人の障がいの特性を十分に踏まえ、後見人等を選任できるよう家庭裁判所へ適切な情報提供を行います。

また、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画中で、後見人等の交代の推進

が示されていることから、必要な方策を検討します。

イ 担い手（市民後見人）の育成・活動の支援

これまで、市は社会福祉協議会に委託して、市民後見人の養成講座を開催し、修了者のうち、現在6人が社会福祉協議会の後見支援員として業務を行っています。

また、養成講座については、NPO法人等の市民活動団体が積極的に開催し、市民後見人として活動していることから、養成講座の開催以外の方法についても検討し、必要な支援を行っていきます。

④ 親族後見人支援機能

親族後見人からの日常的な相談に応じ、親族、福祉、医療等の関係者によるチームが日常的に本人の見守りを行うなど、必要に応じて、本人の状況を継続的に把握し、適切な対応を行う体制を整備します。

このような親族後見人を支援する体制が整備されていけば、親族後見人の理解不足・知識不足から生じる不正事案の発生を未然に防ぐ効果が期待できます。

⑤ 協議会等の運営

地域連携ネットワークの構築に向け、相談機関の中心を担う成年後見支援センター、地域包括支援センター、専門職団体、福祉関係者、金融機関、民生委員などとの緊密な連携を図るため、ネットワークの円滑な運営が必要となります。このため、各種専門職団体、関係機関等で構成する協議会を設置するとともに、ケース会議の開催や連携強化のための地域の課題や調整などの事務運営を中核機関が担い、様々な問題解決につなげる役目を果たします。

○ケース会議・成年後見人受任者調整会議の開催

中核機関が中心となり専門的なアドバイスを必要とする場合のケース会議や、受任者調整のための調整会議を開催します。

○定例会の開催

中核機関が中心となり地域連携ネットワークの関係者による定例会を開催し、成年後見制度の利用の相談件数、市長申立てや親族申立てに至った事例等を協議会で共有します。また、関係機関との連携強化を図るため、地域の活動支援についての課題等を協議し、権利擁護の支援に関するより効果的なネットワークの構築及び運営を図ります。

(基本目標 5) 成年後見制度利用の促進

【誰もがその人らしく生活をし続けることができる包括的な支援体制づくり】

- (1) 認知症高齢者及び知的・精神障がい者への権利擁護支援のため地域連携ネットワークの構築を図ります。
- (2) 権利擁護の必要な人の発見に努め、福祉・医療・地域の関係者が連携して適切な支援につなげる地域連携の仕組みを整備します。
- (3) 法律・福祉の専門職団体等による連携強化を図り、包括的な支援体制の整備に努めます。
- (4) 中核機関を設置し、地域連携ネットワークの運営を市が主体となって取組みます。
- (5) 相談機能の充実を図るため、高齢者何でも相談室（地域包括支援センター）、障がい者基幹相談支援センターや他の相談支援機関との連携を強化し、成年後見支援センターが中心的な役割を担います。
- (6) 成年後見制度に関するパンフレットの作成・配布を通して、広報・啓発に努めるとともに、市民後見人の育成や活動支援を図っていきます。
- (7) 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体等と連携し、後見人等候補者名簿の作成に取組み、必要に応じて適切な後見人等候補者を推薦できる体制を整備します。

(12) 権利擁護支援のためのネットワークづくり（成年後見制度利用促進基本計画）

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成、親族後見人も含めた活動支援の在り方、判断能力に不安があり金銭管理が必要な者等への支援の在り方について、既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域連携ネットワークの構築を図る必要があります。

権利擁護の必要な人の発見に努め、福祉・医療・地域の関係者等が連携して適切な支援につなげる地域連携の仕組みを整備するとともに、法律・福祉の専門職団体等による連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を図るため、中核機関を設置しケース会議や協議会の開催等に取り組めます。

相談機能の充実を図るため、成年後見支援センターが中心的な役割を担い、高齢者何でも相談室（地域包括支援センター）や障がい者基幹相談支援センター等の他の相談支援機関との連携強化を図ります。

また、成年後見制度利用促進のため、パンフレットの作成・配布等を通して、啓発活動に努めるとともに、市民後見人の育成や活動支援を図ります。

さらに、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体や社会福祉協議会等の法人後見を行う法人と連携し、後見人等候補者名簿の作成に取り組み、必要に応じて適切な後見人等候補者を推薦できる体制を整備します。

第4章 計画の体系

【野田市地域福祉計画】

【基本理念】

- 一 誰もが住みなれた地域で、いつまでも安心してくらせるまちづくり
- 二 子どもの健全育成を通して、誰もが地域に自信と誇りを持てる（シティプライド）まちづくり
- 三 市民と行政の協働・連携でつくる福祉推進のまちづくり

【基本目標】

市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり
【全てのベースづくり】

利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化
【個別サービスの充実】

福祉のまちづくりの推進
【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

自殺対策の推進
【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

成年後見制度の利用促進
【誰もがその人らしく生活をし続けることができる包括的な支援体制づくり】

【基本方針】

保健福祉推進のための『きっかけづくり』

保健福祉推進のための『人づくり』

保健福祉推進のための『ネットワークづくり』

地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』

総合的・横断的なサービスの充実

効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備

福祉サービス利用者の相談体制の充実

生活困窮者の自立支援

バリアフリー社会の確立

福祉活動の活性化を通じた地域の活性化

いのち支える自殺対策の推進(自殺対策計画)

権利擁護支援のための『ネットワークづくり』
(成年後見制度利用促進基本計画)

野田市地域福祉計画

70 ページ「〔基本目標 4〕 自殺対策の推進」の次に「〔基本目標 5〕 成年後見制度利用の促進」を追加する。

〔基本目標 5〕 成年後見制度利用の促進（成年後見制度利用促進基本計画）

【誰もがその人らしく生活をし続けることができる包括的な支援体制づくり】

○基本方針

○関連事業

権利擁護支援のための
『ネットワークづくり』

- (1) 地域連携ネットワークの構築
 - ① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
 - ② 地域における「協議会」等の体制づくり
- (2) 中核機関の設置及び担うべき機能
 - ① 広報機能
 - ② 相談機能
 - ③ 成年後見制度利用促進機能
 - ④ 後見人支援機能
 - ⑤ 協議会等の運営